

# 北日本口腔インプラント研究会倫理規則

北日本口腔インプラント研究会

## 北日本口腔インプラント研究会倫理規則

平成 22 年 4 月 18 日

### (目的)

第 1 条 この規則は、北日本口腔インプラント研究会及び関連の医療施設に所属する会員が行う、人間を直接対象とした医学・歯科医学研究及び医療行為において、ヘルシンキ宣言(1975 年東京総会にて修正)の趣旨に添った倫理的配慮を図ることを目的とする。

2 動物等を対象とした医学・歯科医学の基礎的研究において動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱い、これによって生み出される知識、技術の正確さや正当性を、科学的に示すことを目的とする。

### (審査の対象)

第 2 条 この規則は、北日本口腔インプラント研究会及び関連の医療施設で行う、前条の研究及び医療行為並びに基礎的研究に関し、申請者から申請された実施計画とその結果の公表、出版予定の内容を審査の対象とする。

2 申請者は、前項の研究を実施する場合には、事前に実施計画を提出し、審査を受けなければならない。

3 会員が新しい診療内容、又は新しい(未経験の)治療方法を行うに際して、審査の必要を認めて申請した場合、審査の対象とする。

4 倫理委員会が倫理に係るとして審査の必要を認めた場合には、北日本口腔インプラント研究会理事会の議を経て、審査の対象とする。

第 3 条 前条の審査を行うために、北日本口腔インプラント研究会に倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

(3)施設長 1名

(4)医学・歯科医学分野及びそれ以外の分野の学識経験者若干名

2 委員会に委員長を置き、委員長は会長とする。

3 第1項第5号の委員は、北日本口腔インプラント研究会理事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 第1項の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合は、速やかに補充する。

5 任期の途中で委員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員に委員としてふさわしくない行為があった場合は、北日本口腔インプラント研究会理事会の議を経て、会長がこれを解任することができる。

(委員会の開催及び議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

2 委員会は、申請者の出席を求めて申請内容の説明を求め、又は意見を聴取することができる。

3 委員は、自己の申請に係る審査に加わることはできない。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとする。

(委員会の運営及び議事に関わる細則)

第7条 委員会の運営,議事に関わる倫理規則細則を別に設けることができる。

(申請手続き及び審査結果の答申)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書(別紙様式1号)に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査の結果を審査結果通知書(別紙様式2号)により申請者に通知する。

3 本倫理規定第1条の目的を達成し、倫理的原則に基づいて研究等を行うために、研究計画書(手引き)を別に設けることができる。

(事務所)

第9条 委員会の事務所は、北日本口腔インプラント研究会事務局内に置き、事務処理を行う。

(改廃)

第10条 この規約の改廃は、北日本口腔インプラント研究会理事会の議を経て、会長が決定する。

附則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。